

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年7月27日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第20号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則第4項各号列記以外の部分中「附則第4項第1号又は第2号」を「附則第5項第1号又は第2号」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項第1号中「地方税法の」を「法の」に、「同法」を「法」に改め、同項第2号中「地方税法の」を「法の」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(受給者証及び認定証の有効期限に関する特例)

- 4 平成19年8月1日以後に交付し、又は同日に更新する受給者証及び認定証の有効期限は、第4条第1項本文及び第10条の4第1項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)